

酒税相当額の還付を受けるための手続等について

被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

酒類の販売業者(※)の皆様が販売又は提供のために所持していた酒類が破損等した場合には、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、酒税相当額の支払を受けることができます。

※ ここでいう「酒類の販売業者」とは、次の方をいいます。

- 1 酒類卸売業者
- 2 酒類小売業者
- 3 料飲業者（酒場、料理店、ホテルなど酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とされている方をいいます。）

被災した酒類の販売業者の方は、販売又は提供のために所持していた酒類について、「被災酒類の確認書交付申請書」を被災場所の所在地の所轄税務署長に提出して「確認書」の交付を受けます。

税務署から交付を受けた「確認書」は、酒類の仕入先の酒類販売業者を通じて酒類製造者に提出し、その後、酒類製造者が「確認書」に基づいて酒税の還付申告を行い、税務署から還付を受けた酒税相当額は、酒類販売業者を通じて、被災した酒類の販売業者に支払われることとなります。

具体的な手続の流れについては、次頁をご参照ください。

なお、次の点にご留意願います。

- ① 被災酒類に係る酒税額を計算した結果、その合計金額が500円未満となる場合は、支払を受けることはできません。なお、複数の販売場で酒類の販売を行っている場合は、それらの販売場における被災酒類に係る金額を合計して判定します。
- ② 保険金等により損失を補填された金額がある場合は、補填された金額を控除した後の金額で判定します。

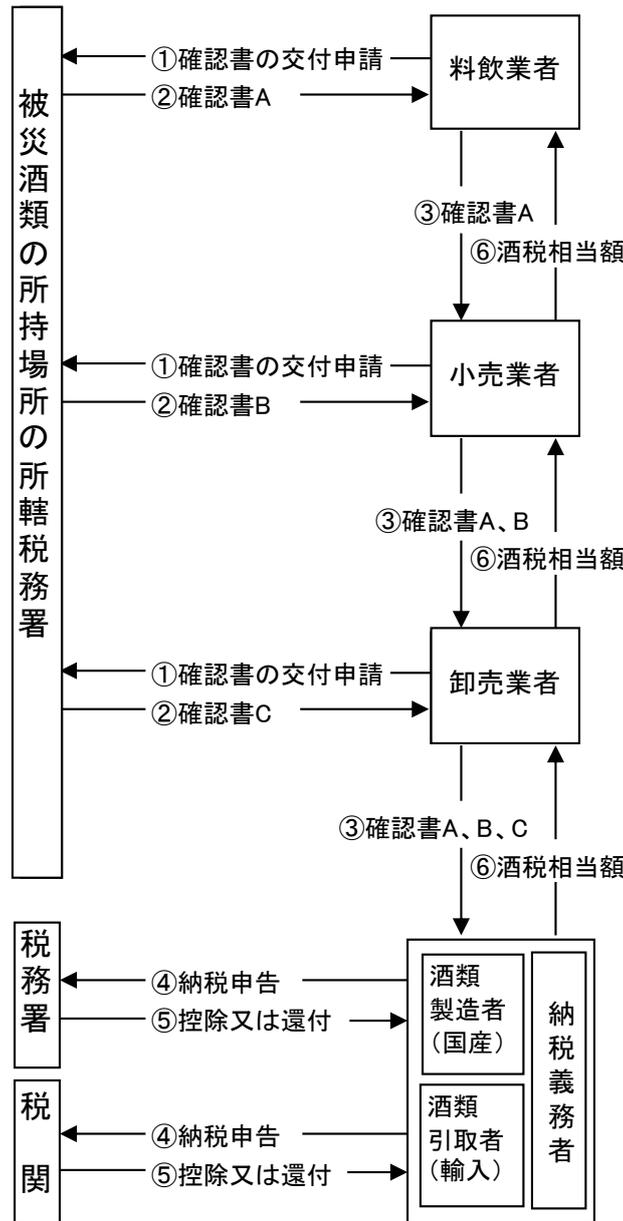
ご質問、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署を担当する酒類指導官にお問い合わせください。なお、酒類指導官が設置されている税務署については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) にてご確認ください^(注)、所轄の税務署へお問い合わせください。

(注) 仙台国税局管内の酒類指導官が設置されている税務署は [こちら](#)

【申請書様式・記載要領】

- [被災酒類の確認書交付申請書 \(PDF/184KB\)](#)
[\(記載例\) 被災酒類の確認書交付申請書 \(PDF/206KB\)](#)
- [被災酒類の明細書 \(PDF/129KB\)](#)
[\(記載例\) 被災酒類の明細書 \(PDF/222KB\)](#)
- [被災酒類損失補填明細書 \(PDF/138KB\)](#)

酒税相当額の還付手続の流れ



- 被災者（卸売業者、小売業者、料飲業者）は、「被災酒類の確認書交付申請書」を災害のやんだ日から1月以内に被災場所の所轄税務署長に提出し(①)、「確認書」の交付を受けます(②)。
※ 「被災酒類の確認書交付申請書」は、納税義務者、製造場及び仕入先の異なるごとに作成が必要です。
- 税務署から交付を受けた「確認書」を、料飲業者は小売業者に、小売業者は卸売業者に送付します(③)。
- 卸売業者は、送付を受けた「確認書」を納税義務者別に区分して、各納税義務者に送付します(③)。
- 各納税義務者は、送付を受けた「確認書」を酒税納税申告書に添付して申告します(④)。
- 納付すべき税額から被災酒類に係る酒税額の控除（又は還付）を受けます(⑤)。
- 納税義務者は、被災した酒類の販売業者に被災酒類に係る酒税相当額を補償します(⑥)。